

寄附金の損金算入に関する明細書

事 年	業 度	・ ・	法人名
--------	--------	--------	-----

別表十四(二)
令三・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合				
一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (41の計)	1	円	損 金 算 入 額	支 出 し た 長 期 給 付 事 業 へ の 繰 入 利 子 額	25	円	
	特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 額 (42の計)	2			同 上 以 外 の み な し 寄 附 金 額	26		
	そ の 他 の 寄 附 金 額	3			計	(25) + (26) + (27)	28	
	計 (1) + (2) + (3)	4			所 得 金 額 仮 計	29		
	完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	5						
	計 (4) + (5)	6						
	所 得 金 額 仮 計 (別表四「25の①」+「26の①」)	7						
	寄 附 金 支 出 前 所 得 金 額 (6) + (7) (マイナスの場合は0)	8						
	同 上 の $\frac{2.5 \text{ 又 は } 1.25}{100}$ 相 当 額	9						
	期 末 の 資 本 金 等 の 額 (別表五(一)「36の④」) (マイナスの場合は0)	10						
	同 上 の 月 数 換 算 額 $(10) \times \frac{12}{12}$	11						
	同 上 の $\frac{2.5}{1,000}$ 相 当 額	12						
	一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 (9) + (12) $\times \frac{1}{4}$	13						
特 対 金 定 算 公 益 寄 附 金 支 出 前 所 得 金 額 の $\frac{6.25}{100}$ 相 当 額 (8) $\times \frac{6.25}{100}$	14			計	長 期 給 付 事 業 を 行 う 共 済 組 合 等 の 損 金 算 入 限 度 額 (25) と 融 資 額 の 年 5.5% 相 当 額 の う ち 少 な い 金 額	33		
期 末 の 資 本 金 等 の 額 の 月 数 換 算 額 の $\frac{3.75}{1,000}$ 相 当 額 (11) $\times \frac{3.75}{1,000}$	15			算	損 金 算 入 限 度 額 (31)、(31) と (32) の う ち 多 い 金 額) 又 は (31) と (33) の う ち 多 い 金 額	34		
特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 の 特 別 損 金 算 入 限 度 額 (14) + (15) $\times \frac{1}{2}$	16				指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (41の計)	35		
特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 の 損 金 算 入 額 (2) と (14) 又 は (16) の う ち 少 な い 金 額	17				国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	36		
指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (1)	18				(28) の 寄 附 金 額 の う ち 同 上 の 寄 附 金 以 外 の 寄 附 金 額 (28) - (36)	37		
国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 本 店 等 に 対 す る 内 部 寄 附 金 額 (4) の 寄 附 金 額 の う ち 同 上 の 寄 附 金 以 外 の 寄 附 金 額	19				損 金	同 上 の う ち 損 金 の 額 に 算 入 さ れ な い 金 額 (37) - (34) - (35)	38	
損 金 算 入 額	20				不 算 入 額	国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額 (36)	39	
同 上 の う ち 損 金 の 額 に 算 入 さ れ な い 金 額 (20) - (9) 又 は (13) - (17) - (18)	21				計	(38) + (39)	40	
国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 本 店 等 に 対 す る 内 部 寄 附 金 額 (19)	22							
完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額 (5)	23							
計 (21) + (22) + (23)	24							
指 定 寄 附 金 等 に 関 す る 明 細								
寄 附 し た 日	寄 附 先	告 示 番 号	寄 附 金 の 使 途	寄 附 金 額 41				
				円				
計								
特 定 公 益 増 進 法 人 若 し く は 認 定 特 定 非 営 利 活 動 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 又 は 認 定 特 定 公 益 信 託 に 対 す る 支 出 金 の 明 細								
寄 附 し た 日 又 は 支 出 し た 日	寄 附 先 又 は 受 託 者	所 在 地	寄 附 金 の 使 途 又 は 認 定 特 定 公 益 信 託 の 名 称	寄 附 金 額 又 は 支 出 金 額 42				
				円				
計								
そ の 他 の 寄 附 金 の う ち 特 定 公 益 信 託 (認 定 特 定 公 益 信 託 を 除 く。) に 対 す る 支 出 金 の 明 細								
支 出 し た 日	受 託 者	所 在 地	特 定 公 益 信 託 の 名 称	支 出 金 額				
				円				

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.41】恒久的施設帰属所得の計算において、10欄の期末の資本金等の額は、外国法人の資本金等の額にその外国法人の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちにその外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産の帳簿価額の占める割合を乗じて計算した金額となっていますか。